

予算特別委員会記録（第3号）

平成28年3月17日 木曜日 午前10時00分開議

蒲 生 光 男 委員長 五十嵐 智 洋 副委員長

出席委員（15名）

1 番	宇津木 正 紀	委員	2 番	浅 野 敏 明	委員
3 番	金 子 豊 美	委員	4 番	内 谷 邦 彦	委員
5 番	平 進 介	委員	6 番	鈴 木 富 美 子	委員
7 番	渡 部 秀 樹	委員	8 番	今 泉 春 江	委員
9 番	梅 津 善 之	委員	10 番	赤 間 泰 広	委員
11 番	小 関 秀 一	委員	12 番	五十嵐 智 洋	委員
13 番	蒲 生 光 男	委員	14 番	安 部 隆	委員
15 番	町 田 義 昭	委員			

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

内 谷 重 治	市 長	遠 藤 健 司	副 市 長
鈴 木 一 則	総 務 参 事	松 木 幸 嗣	厚 生 参 事
竹 田 利 弘	総 合 政 策 課 長	齋 藤 環 樹	総 務 課 長
渡 邊 洋 男	財 政 課 長	谷 澤 秀 一	地域づくり推進課長
高 石 潤 一	税 務 課 長	鈴 木 広 弥	市 民 課 長
伊 藤 亮 一	健 康 課 長	佐 藤 隆	福祉あんしん課長
松 木 満	子 育 て 推 進 課 長	加 藤 芳 秀	教 育 長
孫 田 邦 彦	産 業 参 事	横 山 賢 一	建 設 参 事
遠 藤 敏 広	農 林 課 長	川 村 直 人	商 工 観 光 課 長
青 木 邦 博	建 設 課 長	種 村 正 一	上 下 水 道 課 長
渋谷 憲 治	会計管理者兼会計課長	遠 藤 敏 男	教 育 総 務 課 長
鈴 木 博 郎	学 校 教 育 課 長	佐 藤 久	文化生涯学習課補佐
佐 野 安 広	生涯スポーツ課長	鈴 木 良 弘	選挙管理委員会事務局長
高 橋 洋 一	監査委員事務局長	寒河江 新 一	農業委員会事務局長
渋谷 正 通	消 防 主 幹		

事務局職員出席者

飯澤 常雄	議会事務局長	小林 克人	補佐
若月 由紀	庶務主査兼庶務係長	鈴木 和夫	議事調査係長
安達 洋司	主任技士		

本日の会議に付した事件

議案第 1 号	平成 2 8 年度長井市一般会計予算
議案第 2 号	平成 2 8 年度長井市国民健康保険特別会計予算
議案第 3 号	平成 2 8 年度長井市公共下水道事業特別会計予算
議案第 4 号	平成 2 8 年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算
議案第 5 号	平成 2 8 年度長井市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 6 号	平成 2 8 年度長井市訪問看護事業特別会計予算
議案第 7 号	平成 2 8 年度長井市介護保険特別会計予算
議案第 8 号	平成 2 8 年度長井市浄化槽事業特別会計予算
議案第 9 号	平成 2 8 年度長井市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 1 0 号	平成 2 8 年度長井市宅地開発事業特別会計予算
議案第 1 1 号	平成 2 8 年度長井市水道事業会計予算

開 議

○蒲生光男委員長 おはようございます。
ただいまより予算委員会を行います。

平成28年度長井市各会計予算案に 関する総括質疑

○蒲生光男委員長 15日に続き総括質疑を続行いたします。

なお、五十嵐智洋委員から資料の配付について申し出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたのでご報告いたします。

今泉春江委員の総括質疑

○蒲生光男委員長 次に、順位5番、議席番号8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 おはようございます。日本共産党の今泉春江でございます。

みずはの郷宅地分譲について質問をいたします。

一般質問では、市長の反問で私の質問時間が大幅に減ってしまいましたので再質問もできませんでした。よって、平成28年度宅地開発事業特別会計の予算、さらに関連するみずはの郷宅地分譲について質問いたします。

一問一答ですので、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

まず初めに、不要な反問がなされないように、質問の趣旨をはっきりさせておきます。

昨年の9月議会で安部 隆議員から、みずはの郷宅地分譲について違法、不当な問題点が指摘されました。以来、問題が解明されるどころか、疑惑は深まるばかりです。これをこのままにしては、清潔で民主的な市政は実現できないので、これを解明するというのが趣旨であります。そのためにも、しっかり答えていただきたいと思います。

それでは、まず、宅建業法について建設課長にお伺いいたします。

1つ、宅建業法第33条の2の本文はどうなっていますでしょうか、ゆっくりと聞いている方がわかるように朗読をお願いいたします。

○蒲生光男委員長 青木邦博建設課長。

○青木邦博建設課長 自己の所有に属しない宅地または建物の売買契約締結の制限。第33条の2、宅地建物取引業者は、自己の所有に属しない宅地または建物について、みずから売り主となる売買契約（予約を含む。）を締結してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

第1号、宅地建物取引業者が当該宅地または建物を取得する契約（予約を含み、その効力の発生が条件に係るものを除く。）を締結しているときその他宅地建物取引業者が当該宅地または建物を取得できることが明らかな場合で国土交通省令・内閣府令で定めるとき。

第2号、当該宅地または建物の売買が第41条第1項に規定する売買に該当する場合で当該売買に関して同項第1号または第2号に掲げる措置が講じられているとき。

以上でございます。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 ありがとうございます。

今読んでいただきましたように、朗読していただきました内容は、宅建業者は他人の土地を勝手に売ってはならないということです。売買契約なしで販売すれば、当然この条項を犯すこ